

改正

平成18年3月31日条例第38号
平成18年12月25日条例第60号
平成20年3月26日条例第20号
平成20年6月27日条例第24号
平成21年5月29日条例第20号
平成22年3月29日条例第7号
平成23年9月30日条例第15号
平成25年3月28日条例第8号
平成26年6月30日条例第23号
平成26年9月30日条例第28号
平成29年12月25日条例第25号
令和3年3月30日条例第2号
令和4年2月25日条例第4号

安曇野市福祉医療費給付金条例

(目的)

第1条 この条例は、児童、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が3級以上に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、障害等級が2級以上に該当するもの

エ アからウまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であって国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの

- (3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に18歳未満の者又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの
 - イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等
- (4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの
 - イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。
- (6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。
- (7) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する受給者証により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が定める方法により国保連へ提供する事務の実施について市長と契約等を締結したものをいう。
- (8) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書（柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に付随するものを除く。）をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者（これらの2以上に該当する者については、いずれか一に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 本市に住所を有する者（本市に居住している者であって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認したものを含む。）

(2) 本市の区域外に所在する特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、給付金の支給対象としない。

(1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により本市以外の市町村長が支給決定を行うもの

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者

(4) 後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）

（受給者証の交付）

第4条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給対象者の要件を審査の上、要件を満たす者については受給者資格を登録し受給者証を交付する。

（受給者資格の得喪）

第5条 支給対象者が給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日

(2) 出生若しくは転入したとき又は他の法令等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日

(2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日

(3) 他の法令等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

3 前2項の規定にかかわらず、給付金の支給に関し長野県内の他の市町村との間で調整が必要となるときの取扱いについては、別に定める。

（給付金の支給額）

第6条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等（精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。以下同じ。）を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療

広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額

- (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額
- (3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。この号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額
- (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条若しくは第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
- (5) 後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、高齢者医療確保法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
- (6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額
- (7) 別に定める福祉医療費資金貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額

（受給者証の提示）

第7条 支給対象者は、保険医療機関等又は協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

（支給申請）

第8条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に給付金の支給申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があつたものとみなす。
- 3 支給対象者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の支給申請を行うことができない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、児童が前条の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該保険医療機関等から

提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。

- 5 支給対象者は、療養の給付等を受けた日（保険医療機関等からの第3項の一部負担金等の請求が遅滞したときは当該請求があった日、災害その他やむを得ない理由があったときは当該やむを得ない理由がやんだ日）の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日以後は、第1項の支給申請を行うことができない。

（支給決定等）

第9条 市長は、前条第1項の支給申請があったときは、これを審査して支給の可否を決定し、適当であると認めたときは、規則で定める方法により給付金を支給する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する場合には、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該支給対象者又は保護者に対する給付金の給付とみなす。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該支給対象者が当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（受給者資格登録等の停止）

第12条 市長は、支給対象者が著しく不適切な行為をしたときは、当該支給対象者の受給者資格登録及び給付金の支給を停止することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町福祉医療費給付金条例（平成15年豊科町条例第11号）、穂高町福祉医療費給付金条例（平成15年穂高町条例第16号）、三郷村福祉医療費給付金条例（平成15年三郷村条例第7号）、堀金村福祉医療費給付金条例（平成15年堀金村条例第11号）又は明科町福祉医療費給付金条例（平成15年明科町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日において、合併前の三郷村福祉医療費給付金条例又は明科町福祉医

療費給付金条例の規定による受給資格者であった者は、年齢要件又は第5条第2項の規定により受給者資格を喪失する場合を除き、平成18年3月31日までは受給者資格を有する者とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第38号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日条例第20号）

改正

平成21年5月29日条例第20号

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以後に行われる療養の給付等から適用する。

（経過措置）

- 3 平成20年4月1日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の安曇野市福祉医療費給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に該当し、かつ、施行日以後も引き続き同号に該当している者については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第6条第6号中「老人保健法」とあるのは、「健康保険法第74条第1項第2号及び同法第110条第2項第1号ハ並びに健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第3項第3号又は同条第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月27日条例第24号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第15号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年6月30日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第28号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和3年3月30日条例第2号)

この条例は、令和3年8月1日から施行し、同日以後に行われる療養の給付等から適用する。

附 則 (令和4年2月25日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行期日以後に療養の給付等が行われたものについて適用し、施行期日の前日までに療養の給付等が行われたものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。